

さ
か
い

第 3 章

市民自治の推進

SAKAI
CITY
10th Aniv.



SPECIAL SHINE SURPRISE

第1節

市議会の取り組み

坂井市議会では、常に時代に対応した地方分権を先導する議会を目指して、一層の議会改革に取り組むとともに、より市民に開かれた議会運営を推進するよう努めています。

■ 議員発議による条例の制定

○坂井市政治倫理条例（平成19年4月1日施行）

市議会議員並びに市長、副市長および教育長が、市民の奉仕者としての倫理観と役割を自覚するとともに自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己の利益を図ることのないよう遵守すべき行動基準等を定め、公正に開かれた市政の発展に寄与することを目的に制定しました。

○坂井市寄附による市民参画条例（平成20年4月1日施行）

「人と人との心が通い合う温かい都市」を目指して、誰もが住みやすく、心豊かで安心して暮らせる魅力と活力を備えた社会の実現に向けて、市民自らが市政運営に参加するという観点から寄附を通じた「市民参加型社会」を構築するため制定しました。

寄附については、条例に規定された対象事業に対して、市民等から具体的な政策メニューを公募し、坂井市寄附市民参画基金検討委員会により選定された政策メニューから、寄附を募り基金として積み立て、目標額に達したところから政策メニューの事業を実施しています。

○坂井市議会基本条例（平成24年4月1日施行）

地方分権の進展に伴い、議会は市民の代表機関、市の意思決定機関として市民の負託に応え、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することが求められています。

二元代表制のもと、議会、議員の活動原則等に係る責務等を定め、議会としての役割を明らかにし、市民との協働のもと市民に信頼される議会を築くために制定しました。

○坂井市米の消費拡大等の推進に関する条例（平成28年4月1日施行）

米を代表するコシヒカリは、坂井市丸岡町の方が中心となって生み出され、現在は、日本一の生産量を誇っていることや、九頭竜川水系の農業用水もパイプライン化によって、冷たい水が安定供給されることになり、より一層おいしい米が作られるようになりました。

しかし、近年1人当たりの米消費量が減ってきているため、今一度「ごはん食」を推進していくことが必要であり、特に坂井市で生産される米の消費拡大の推進、またその魅力を全国へ発信していくことを目的に制定しました。

■ 議会改革特別委員会による取り組み

効率的な議会運営の実現と開かれた議会を目指すため、平成21年6月定例会において議会改革特別委員会を設置しました。議員定数、政務調査費、議員報酬、行政視察（旅費）などについて、調査研究を行ってきました。

【検討結果】

○議員定数の見直し（坂井市議会の議員の定数を定める条例）

合併前の坂井郡三国町、同郡丸岡町、同郡春江町、同郡坂井町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書により、合併後（平成18年3月20日～）議員定数30人となっていました。平成21年11月第8回坂井市議会臨時会において議員定数を26人とする条例改正案を可決し、平成22年4月に行われた一般選挙から26人となりました。

○行政視察旅費の見直し

特別委員会の行政視察については、毎年実施していましたが、平成22年度から隔年（2年に1回）実施に削減、議会運営委員会の行政視察については廃止としました。

■ 議会報告会の開催

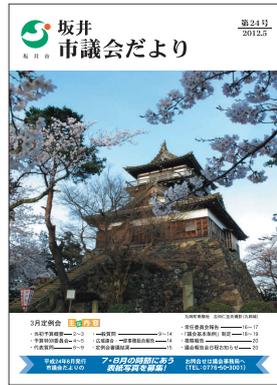
議会報告会は、平成24年4月に施行された坂井市議会基本条例第5条に基づき、「市民との情報共有」を進めるため、議会が直接、議案の審査における議論の経過や結果など議会活動の報告・説明を行うとともに、市政の課題について市民と議員が情報や意見を交換する場として開催しています。平成24年度から市内を23地区（まちづくり協議会単位）に分け、各定例会終了後から次期定例会の間で実施しており、市民の皆様からいただいたご意見については、今後の議会運営や市政発展への参考とさせていただいております。

出席者数

	5月	8月	11月	2月	合計
H24	110	107	80	100	397
H25	98	54	49	74	275
H26	82	71	59	54	266
H27	107	81	106	83	377

■ 議会広報の発行

定例会、臨時会の概要、日程、市政に関する質問（代表・一般質問）、議決した議案の概要などの内容を掲載した広報紙「坂井市議会だより」を定例会後、年4回発行（合併の年は、3回発行）し、市内の全世帯へ配布しています。



■ ホームページによる情報公開

- ・議会の組織（議員紹介、委員会の構成など）
- ・会議結果の公表（会議の日程、代表質問および一般質問の通告、議案審議結果）
- ・定例会、臨時会の会議録の公開
- ・議会活動公表（議会報告会の開催、議会および委員会への出席状況）
- ・会派別の構成や政務活動費の収支状況の公表
- ・請願、陳情の審議結果の公表
- ・広報紙「坂井市議会だより」

そのほか、本会議の傍聴や他議会からの行政視察の受け入れのご案内などについてもお知らせしています。

また、ケーブルテレビでは本会議の様態を録画放送しています。



第2節

地域自治区および 地域協議会の取り組み

■ 地域協議会の設置

坂井市では、合併によるデメリットの解消を図り、新市の速やかな一体性の確保や効率的な行財政の推進と、地域住民の身近な声に対応するため、「地域自治区の設置に関する協議書」により、合併前の三国町、丸岡町、春江町、坂井町の区域ごとに地域自治区を設置しました。

各地域自治区に、身近な住民サービスを提供する「事務所（総合支所）」と地域自治区内に住む市民で構成される「地域協議会」を設け、きめ細やかでかつ住民が参画し主体的に取り組むことができるまちづくりを推進してきました。

その地域協議会も地域自治区の期間満了（平成28年3月31日）に伴い、その役割を終えました。

■ 地域協議会の役割と概要

地域協議会は、自らの地域は自ら創ることを基本とした住民自治の推進と、地方分権に対応した地域コミュニティの確保を目指す住民組織とし、地域自治区運営に係る総合的な協議機関として住民と行政のパートナーシップとともに協働のまちづくりを推進しました。

地域協議会の事務は、地域自治区の事務所（総合支所）において処理し、各協議会委員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任した10名以内で構成されました。委員の任期は2年（再任可）で、第1期から第5期（10年）の期間にわたりました。

次に掲げる重要事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他の機関に意見を述べました。

1. 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 2. 市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 3. 市の事務処理にあたっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- また、次に掲げる地域自治区の区域に係る事項について、あらかじめ、地域協議会の意見を聴きました。
1. 新市まちづくり計画の変更に関する事項
 2. 新市まちづくり計画の執行状況に関する事項
 3. 市の基本構想の策定及び変更に関する事項
 4. 各種地域計画の策定及び変更に関する事項
 5. 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
 6. 市長が認める重要事項

なお、各地域協議会からの報告は資料編をご覧ください。

第3節

まちづくり協議会の取り組み

地域のまちづくりや課題の解決にあたっては、市民が自らの意思により参画し、相互に協力しながら自ら創り上げ、取り組んでいき、市民でできないことは市が行うという「自助」「共助」「公助」による、協働のまちづくりの推進を図っています。

協働のまちづくりの実践主体となるまちづくり協議会は、平成19年から20年にかけて市内全23地区において設立され、公民館を拠点として地域の特色を活かした主体的、自主的な活動を通して、住みよい地域づくりに取り組んでいます。

市民と行政の協働によるまちづくりを進める中、協議会の活動とは地域の課題をより身近なところで実情にあった解決策を導きだすことにあり、また、協議会には、開かれた組織で、老若男女を問わず誰でも参画することができることから、地域住民が主体となった創意工夫が求められています。

現在、まちづくり協議会活動は、地域住民により自主的・主体的に運営されており、防災・防犯、福祉、環境、交流等の各種部会の企画立案によって、地域の特性を活かした様々な地域づくり活動に取り組んでいます。

【まちづくり協議会の主な事業】

- 賑わいや交流を創出する事業 …… 祭りやレクリエーションの開催等
- 環境および景観を保全する事業 …… ごみ・空き缶拾いや花壇づくり等
- 防犯・防災等の安全・安心事業 …… 防災訓練や見守り活動等
- 地域文化を発掘し継承する事業 …… 郷土史の発刊やふるさと探検等
- 地域資源を活用・創出する事業 …… まちおこし・再発見企画、農業体験等
- 健康づくり事業 …… ウォーキングやラジオ体操会等
- 地域福祉、世代間交流事業 …… 敬老会、三世代交流等
- 地域情報を発信する事業 …… 広報紙発行、ホームページ運営

市では、協働のまちづくり事業を持続し定着させるため、「協働のまちづくり事業交付金」を交付し、まちづくり協議会の運営を支援しています。この交付金は、協議会活動全般を対象とし、交付する額は、均等割と戸数割にて算定しています。



第4節

コミュニティセンター化への取り組み

社会情勢の変化により、地域に対する住民のニーズは多岐にわたり、公民館は社会教育施設としての役割とともに、平成19年～20年に設置されたまちづくり協議会をはじめとして、地域づくりの役割を担うコミュニティ活動の拠点施設としての機能も併せ持つようになってきました。

このような状況の中、坂井市は、社会教育事業だけではなく、地域まちづくり活動など幅広く柔軟な活動が可能となるよう、坂井市総合計画後期基本計画、坂井市公共施設マネジメント白書において、社会教育・生涯学習活動の施設である公民館を地域まちづくりの拠点としてコミュニティセンターへの移行を推進する方向性を示しました。

平成25年7月、坂井市コミュニティセンター検討委員会を設置し、まちづくり協議会、地域協議会、公民館長の代表および学識経験者14名にて、翌26年6月からは区長会代表を加え18名にて、計11回の会議を開催し、地域づくりの拠点施設としてのコミュニティセンターのあり方について、あらゆる視点から検討を重ね、平成26年11月に委員会の意見をまとめた検討結果報告書を市長に提出しました。

検討委員会の経過については次のとおり

委員会等	開催日	議題等
第1回	H25.7.2	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンター検討委員会委員の委嘱（委員 計14名） まちづくり協議会、地域協議会、公民館長の代表及び学識経験者 コミュニティセンター移行に対する市の基本的な考え方について コミュニティセンター化に関する取組経緯について
第2回	H25.8.28	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンターの管理及び運営の範囲について コミュニティセンターとまちづくり協議会の業務内容について 公民館の事業（社会教育及び生涯学習）について
視察研修	H25.10.3	<ul style="list-style-type: none"> *近江八幡市役所（まちづくり支援課） *八幡学区まちづくり協議会（近江八幡市）
第3回	H25.10.22	<ul style="list-style-type: none"> 視察研修を受けて今後の取り組むべき課題について コミュニティセンター、まちづくり協議会の組織構成について
第4回	H25.11.28	<ul style="list-style-type: none"> 協働のまちづくり講演会におけるアンケート結果について コミュニティセンターの業務内容及びまちづくり協議会の活動内容について 区長会とまちづくり協議会との連携について 社会教育及び生涯学習の推進方法について
第5回	H26.1.21	<ul style="list-style-type: none"> 各まちづくり協議会の現状把握について 「協働のまちづくり」推進イメージ図について

第6回	H26.3.20	・検討結果（中間）報告書（案）について ・今後の協議事項について
報告	H26.3.31	*検討結果（中間）報告書 市長提出
第7回	H26.6.5	・コミュニティセンター検討委員会委員の委嘱 区長会の代表の新規委嘱（委員 計18名） ・コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について ・コミュニティセンターにおける業務分担について
第8回	H26.7.17	・コミュニティセンター移行後における社会教育及び生涯学習の事業推進について ・地域内の各種団体等の連携について
第9回	H26.8.20	・コミュニティセンター移行に伴うスケジュールについて ・コミュニティセンター化に伴う職員体制について ・交付金の運用について
第10回	H26.9.26	・コミュニティセンターに係る例規（案）について
第11回	H26.11.10	・検討結果報告書（案）について
報告	H26.11.19	*検討結果報告書 市長提出

検討結果報告書の内容（基本事項のみ掲載）

（1）協働のまちづくりの更なる推進

- ①まちづくり協議会を中心とした地域づくり活動、地域コミュニティ活動の拠点とする。
- ②所管を市長部局とし、まちづくり協議会をはじめとする地域づくり活動を関係部局の連携のもと全庁的に支援を行う。
- ③「公設公営」の施設として、市は、維持管理及び使用許可業務を担う。
- ④地域づくりと融合した社会教育及び生涯学習を推進する。

（2）まちづくり協議会の組織強化と自主的・主体的な活動への支援

- ①区長会との一体的な取組み又は強い連携の構築、区域内の各種団体を可能な限り構成団体に含める、地域住民が自由に活動に参加でき、開かれた組織とすることについて、市規則において規定する。
- ②協働のまちづくり事業交付金と地区区長会運営交付金を地域の選択により一括交付できる一括交付金制度を創設する。
- ③協働のまちづくり交付金の対象経費を拡充し、柔軟な運用を図る。
- ④まちづくり協議会連絡会の開催により、相互の情報交換及び情報の共有を図る。

(3) センター長に求められる役割

- ①市は、センター長を任用し、センター職員を雇用する。センター長は、地域づくりのコーディネーター役としてまちづくり協議会や各種団体、行政との連絡調整を担い、まちづくり協議会の活動を支援する。

(4) 社会教育および生涯学習の推進

- ①「コミュニティセンターが行う社会教育に関すること」について、地方自治法に規定する「補助執行」の手続きにより、市長部局の職員が行う。
- ②引き続き社会教育指導員を連絡等に当たるコミュニティセンター（従来の拠点公民館）に配置し、社会教育・生涯学習事業に係る指導助言を行い、社会教育の推進を図る。
- ③社会教育指導員の業務を拡充し、社会教育の視点から地域づくり活動を支援する。

なお、平成26年12月から平成27年2月にコミュニティセンター移行に係る説明会を実施し、平成27年4月1日にコミュニティセンターに移行をしました。

コミュニティセンターは、地域コミュニティの拠点施設として地域住民に親しまれ、地域に対する愛着・絆を醸成する地域づくり活動を支援する施策が求められています。

市では、協働のまちづくり体制を更に推進しながら、まちづくり協議会をはじめとする主体的な地域活動への支援、コミュニティセンターに求められる各種の機能の充実を図り、社会教育・生涯学習が地域づくり活動に還元できる施策・体制づくりに取り組む必要があります。

平成27年11月からは、学識経験者1名、社会教育指導員5名、コミュニティセンター長4名で構成する「地域づくり支援ソフト事業検討委員会」を立ち上げ、計6回にわたって、現在の課題に対する具体的な施策について検討を行いました。

市では、委員会で取りまとめた地域づくり活動に対する具体的な支援について、次年度以降の施策に反映していきます。

○耐震改修等による安全安心で使いやすい施設整備

平成28年度～32年度の5ヶ年にかけて全コミュニティセンターを対象とした耐震改修（建替えを含む）・更新事業を実施する。あわせてバリアフリーやトイレの洋式化等、機能の充実も図る。

○まちづくりパートナーシップ講座の実施

市が重点的に取り組む施策や市民の関心が特に高い事項などについて、市職員等が直接出向き説明する「出前講座」を実施する。

○社会教育指導員業務と地域づくり活動の連携・共催

社会教育指導員の学校・子ども・地域との「接点」を活かし、地域づくり活動と連携・共催した事業を推進する。また、地域の相談役として地域活動を支援する。

- **(仮称) 人づくり大学の開講（地域づくりの担い手育成）**
「地域を幸せにする」をコンセプトに、魅力ある地域づくりの担い手育成と自己の学びの地域還元を目指す。
- **地域コミュニティ施設に相応しい交流を生む空間づくり**
地域づくりの拠点として必要な機能（情報収集と提供）や環境（まちカフェ等）を整備し、地域内外の「交流を生む」ことで、地域住民の参画促進を図る。
- **コミュニティセンター講座の実施方針の作成・運用**
実施方針に沿った講座の企画・運営することで、地域づくりと社会教育を一体的に推進する。また、地域の特性や課題をテーマとしてコミュニティセンター間をつなぐ「リレー講座」や「共催講座」等の新たな形態での講座実施を図る。

まちづくりは住まいづくり

公立大学法人 福井県立大学 地域経済研究所 講師 江川 誠 一

市民自治を突き詰めると、私は次の言葉に行き当たる。

「国があなたのために何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが国のために何を成すことができるのかを問うて欲しい。」

米国の第35代大統領であるジョン・F・ケネディの名言である。国を坂井市に置き換えてみる。

「坂井市があなたのために何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが坂井市のために何を成すことができるのかを問うて欲しい。」

一市民に何が成せるのであろうか。高度に専門的な分野は難しいだろう。一人での取り組みには限界があるかもしれない。しかし、身近なまちづくり分野において、まわりの方々や行政と協働して考え、行動することにより、可能性は大きく広がる。

坂井市ではこの10年間で、市民自治に関する制度的な枠組みが整備され、それに基づいた取り組みが着実に進められてきた。議会改革、地域協議会やまちづくり協議会の創生、公民館のコミュニティセンター化がそうである。次の10年間はこれらを礎として、市民自治が市域の隅々にまで行き渡り根付いていくとともに、安全・安心、活力、そして笑顔の源ともなることが求められる。それには、市民一人一人のさらなる意識改革および積極的な参画が欠かせない。

そこで、私は次のような言葉を、この10周年記念誌に寄せたい。

「まちづくりは住まいづくり。自宅をきれいで利便性が高く、永く住めるようにと家族一人一人が考え、行動するように、まちを美しく機能的でしなやかなものへと作り上げていくために、市民一人一人がともに知恵を絞り、手を取り合いながら活動して欲しい。」

まちづくりへの参画は義務でもなければ労働でもない。自宅を住み良くすることやお客が心地良いものにするのもまたそうではない。それらを行う権利が一人一人にあるというだけのことであり、自然体で楽しみながら、住まいづくりと同じようにまちづくりを行うことができれば、どんなにすばらしいことだろうか。

「住んで良かった」という誇りと愛着が共有され、「訪れて良かった」という共感の輪が広がり、地に足の着いた活動のなかから躍動するまちが共創されていく。そんな力がこのまちにはあると信じている。

それぞれの地域が一つ一つ自立しつつ、坂井市として一つになる。23のまちづくり協議会の一つ一つが地域特性に応じた個性的なまちづくりを行いつつ、「心から、笑顔になれるまち」を目指して一つになる。そして、市民一人一人が自分事としてまちづくりを捉え、互いに支え、つながり、律する。その先に、「住んでよし、訪れてよし」のまちが広がる。そんな坂井市になることを願って止まない。